

第2次宍粟市男女共同参画プラン(案)に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

第2次宍粟市男女共同参画プラン(案)に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和元年 11 月 26 日(火)から令和元年 12 月 25 日(水)まで

3. 事務局

まちづくり推進部人権推進課

4. 募集の主旨

宍粟市においては、平成 22 年3月に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進してきました。令和元年度末をもって、第1次プランの計画期間が満了となることから、社会環境の変化を踏まえ、本市における男女共同参画社会の形成をさらに促進するため、「第2次宍粟市男女共同参画プラン」を策定するにあたり、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

提出された意見は、取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

5. 公表資料(別添参照)

○第2次宍粟市男女共同参画プラン(素案)

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場所	時間等(募集期間中)
まちづくり推進部人権推進課	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
各市民局まちづくり推進課	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
三方町出張所	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く)
市ホームページ	令和元年 12 月 25 日(水)まで

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先等(募集期間中)	
持参	まちづくり推進部人権推進課	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
	各市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く)
郵送	まちづくり推進部人権推進課まで郵送してください。(12月25日必着) 〒671-2576 宍粟市山崎町鹿沢 65 番地3 まちづくり推進部 人権推進課 宛	
ファックス	0790-63-0841 (12月25日必着)	
電子メール	shiminsodan-kk@city.shiso.lg.jp (12月25日必着)	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個別が特定できる情報は公開いたしません。